

分野 行政改革

項目 鳥羽市の行財政改革・財政健全化

職員の退職金を借金するとはなにごとか

2006年(平成18年)12月議会質疑

◆16番(戸上幸子君) それでは、質疑を行います。

まず、議案第75号、平成18年度鳥羽市一般会計補正予算、歳入について質疑をいたします。

款21市債、目10及び目12に関し、財政健全化債2億4,620万円を皆減し、退職手当債3億600万円を起債計上しております。

1、本市にとって初の退手債の発行となりますが、これはただならない事態と言えます。発行しなければならなかったその理由は何かお答えください。

2点目、国もしくは県が本市に対して指導した退手債の許可要件は何でしたか。

◎財政課長(木下憲一君) 戸上議員のご質疑の1問目につきまして、私からお答えをさせていただきます。

まず1点目の退職手当債の起債の目的、理由についてお答えをします。

議員ご承知かと思いますが、平成18年度の国の地方債計画において、退職手当債として2,600億円が計画枠内債として初めて措置をされております。これは団塊の世代が大量に退職する本年度以降の退職手当に対処するため、職員定数適正化計画などの作成が必要とされております。本市は、退職手当の財源として従来、一般財源を中心に退職手当基金や財政調整基金を初め、財政健全化債で調整をしてまいりましたが、本年度からその財源をこの起債に求めたところであります。

次に、2点目の許可要件につきましては、自治体が作成する定員適正化計画において支給すべき退職手当額を初め、人件費の現状と適正事項などを踏まえた将来見通し等が条件とされております。具体的には起債の限度額として、まず1点目、当該年度に退職する職員に支給する退職手当総額から前年度の職員給与総額の100分の12を差し引きした額、2点目、勧奨退職などであって、当該自治体の職員総数の純減につながる場合の退職手当の合計額のいずれか多い額の範囲内としております。今回の退職手当債を起債することから、議員ご指摘の財政健全化債を皆減したものであります。戸上議員言われましたただならぬ事態というふうには考えておりません。

以上、ご理解を賜り、私の答弁とさせていただきます。

◆16番(戸上幸子君) 2回目の質疑に入ります。

まず、退職手当債の問題です。先ほど財政課長からこの初の退手債の発行、ただならない事態とは考えておりませんと、そういう答弁がありました。私、聞いておまして、まさにこれこそ親方日の丸、お役所感覚、公金感覚の麻痺であると思います。

質疑を続けたいと思います。退職者に支払う退職金を自己資金で賄えないので、銀行から借金をする許可を国に求めなければならない。何とも情けない話です。これは泉佐野市の市長が職員に向けたブログの一説です。本市の木田市長も全く同じ心境ではないかと私は思っております。退職手当債については、これまで私も聞きましたし、同僚議員も何回も聞いております。そのたびに市当局は、赤字特例債的なものだから極力借りない、繰り返し言明をしてきました。平成11年9月議会、今から7年以上も前に井村市長は当時の世古議員の質問にこう答えております。「向こう10年間にわたり、40数億円の退職金が必要となりましたが、これは10年間の問題でもありますので、退職手当債の借り入れは極力避けながら、市民生活に支障を来すことのないよう努力したい、そういうことでご理解をお願いします」と言っております。つまり退手債は発行せず、財政運営をするからと約束して議会の理解を求めたわけです。それを信用して私たち議会も承認をしてきました。それが10年どころか、7年目で破綻しました。まず、市長、この責任を議会へ明確にさせていただきたいと思います。

私は驚きましたけれども、市長の提案説明ですが、退手債について過去のこうした経緯には一切触れず、

今回新たに退手債を追加したと、当たり前であるかのような説明でした。先ほどの課長の答弁もそうですね。ことし4月の通常国会で地方財政法が改正され、発行条件が緩和されましたが、退職金を銀行で借金して、全額自前で返済するこの起債の性格は何ら変わっておりません。もっと深刻に受けとめ、議会への提案も反省と陳謝を含めてしなければいけないのではないですか。どうですか。

そこで、2回目の質問に入ります。

2点お聞きします。退手債について、今議会で承認するためには、議会として内容を詳細に吟味しなければなりません。総務省に聞きましたら、第一まだ国では発行を最終決定していないそうです。そこで1点目、財政課長に聞きますが、3億600万円、市中銀行から借り入れますが、利子と元利合計の返済額、トータルでどれだけになると試算しておりますか。利率、利子、元利合計、返済期間、それぞれお答えください。

◎市長(木田久主一君) 戸上議員の再度のご質疑に対して、ご答弁を申し上げます。

先ほど財政課長がお答えをされましたように、今までは退職手当の財源として退職手当基金や財政調整基金を使ってきました。しかし、現在それが使えない厳しい状況になっております。そういう中で、この厳しい財政状況を改善するために希望退職を募って人員の削減等を図ってきているわけでありまして、そして、その希望退職等に対応するために、今回この退職手当債を活用させていただいたということであり、そして、このことは長期的に見れば鳥羽市の財政運営に寄与すると、こう考えておりますので、改善を図りながら、今後この方向で行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎総務課長(木田正治君) 戸上議員再度のご質問のうち、私の方で18、19、20の退職手当の部分のご質問にお答えさせていただきますけれども、戸上議員の前課長の発言がどの辺で出た数字かちょっと見えないところもあるんですけれども、たしか18年度2億400万と、こう言われたと思うんですけれども、今回18年度におきましては、希望退職等もありまして、最終的には5億1,500万円になります。それから、19年度はたしか2億円と言われたんですけれども、これまでの希望退職等で人数も減っておると思うんですけれども、私どもの今の数字的には3億5,700万円と、こういう数字を持っております。それから、20年度3億3,800万円と、これもちょっとその退職動向という部分では減っておるんですけれども、現在では3億6,300万円と、こういう数字で現在持っております。また、19、20に関しましては、現在のところ、希望の数字は現在この数字には入れてございませんので、ご理解を願います。

以上、答弁とさせていただきます。

◎財政課長(木下憲一君) 戸上議員再度のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず1点目につきまして、答弁をさせていただきます。

先ほど答弁いたしましたとおり、今年度から地方債計画の枠内債として措置されたことに加え、退職手当債の財源を退職手当債の起債として明らかにしないと考えております。また、退職手当債とともに、従来の財政健全化債も行政改革推進債として本年度から枠内債として措置をされております。

まず、1点目の本年度予算計上させていただきました退職手当債3億600万円につきまして、現時点での貸付条件等で試算した計数をご紹介します。資金計画の中で、財政健全化債は当然民間資金で措置されることになっております。新しく行政改革推進債と退職手当債も民間資金で、すなわち市中銀行から借り入れるように指導をされております。現時点では年利2.65、これに対して15年償還、3年据え置きで予定しております。それに対する利息7,679万5,000円を予定しております。

それから、3点目ですけれども、平成19年度、20年度、21年度、主に集中改革プランにおける退職者の試算を財政当局がしておりますので、これをご紹介します。

平成19年度退職予定者19名、これに対する退職手当額、4億5,200万円強です。平成20年度、24名程度予定をしております。退職手当額として5億8,100万円強、平成21年度、18名、退職手当額として3億6,500万円強を予定しております。それに対して、各年度の退職手当債の現時点における試算額をご答弁させていただきます。平成19年度、約2億7,000万円、平成20年度、約4億円です。平成21年度、約1億9,000万円を予定しております。

それから、最後に本市は平成14年度以降、毎年度多額の退職手当が必要となり、その財源調整に苦慮しながらも予算編成、予算執行を行ってきたことは議員もご承知かと思っております。今後も行政改革を強力に推進すると

ともに、集中改革プランの実施に際しましては、戸上議員を初め、各議員のご支援、ご理解を改めてお願いを申し上げます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

◆16番(戸上幸子君) 27年度までの全体計画はどうなんですか。答弁漏れですよ。

◎財政課長(木下憲一君) 先ほど申しあげましたように、集中改革プランにおける平成21年度、平成22年度の4月1日現在の職員数までしか算定しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

◆16番(戸上幸子君) 3回目の質疑を行います。

先ほどの答弁ですと、利息は何と7,600万円にもなるんでしょう。すごい額じゃないですか。それで、ただならない事態でないという感覚がわからない。私たち議員にとってはすごい額だと思います。しかも、これ県の方が27年度までの全体計画を示せと言っているわけです。それが許可要件だと言っているにもかかわらず、それさえもしていない。許可要件を満たしていないじゃないですか。それもしないで、ただならない事態でないと言っているんですか。全くおかしいですよ、ずれていますよ、これ。市民の暮らし向きを思ってください。

この総務課長の答弁ですね。当初見込みよりも倍にもなっているわけです、退職手当の額は。この深刻さを本当にしっかりととらまえる必要があります。

退手債ですが、3問目、市長にお伺いします。

退職手当は、何年度に何人退職するかはあらかじめ概数はわかっているわけです。定年退職者と自己都合で中途退職する職員は大体系数化できますし、総務課なり財政課なりがその数字を持たなければ財政計画など立てられません。ですから、民間会社などはどこでも退職積立金をコストの中に最初から入れて、ぬかりなく経営しております。これが普通なんです。本市も退職基金を積み立てていましたが、既に昨年で枯渇しました。今、7,000円しか残っておりません。情けないではありませんか。本来計画的に退職基金に積み立てて、後々に負担を残さないように、その職員が在職中にちゃんと手当をしていくべきなんでしょう。そのための基金でしょう。それがこれだけしか残っておりません。これからは、毎年毎年、ことしのように借金をするか、計上財源を削って退職金に回さなければならない事態が長期に続くことになります。何がただならない事態ではないですか。財政運営に失敗し、そのツケが市民サービスにこれからはね返ってくるんです。

私が質問しましたように、鳥羽市の歳出に占める人件費の割合は全国ワースト1です。昨年までであれば、退手債など国は許可しなかった自治体です。今でさえ職員が多過ぎ、退職金の返済のために結局市民に迷惑を及ぼしている今の事態を見れば、職員の新規採用など本来なら当面数年間はゼロに抑えるべきところですよ。今回の退手債も今のところ三重県では伊賀市と鳥羽市だけだそうです。情けない話ではありませんか。財調もない、退職基金もない、使えないのではなくて、ないんです。よそは財調を崩したりしているわけでしょう。ところが、市長は退職者の半数を採用するとして、ことしも県下の自治体では最多部類の職員を採用しました。今議会に提案した初の退手債起債の深刻さを見れば、これまでの半数職員採用路線は見直さなければならないのではありませんか。前代未聞の退手債を初めて借りなければならないはめになった市長として、この整合性をどう考えていますか。市民と議会が納得する説明をお聞かせいただきたいと思います。

すみません、ちょっと言い忘れました。

答弁としまして、財政課長からただならない事態ではないという答弁がありました。私はこの2問目、3問めでただならない事態だということを反論いたしました。それについて、財政課長は現在でもただならない事態ではないと認識をしておるのかどうか。これからの財政運営の基本にかかわることですので、再度答弁を求めます。それは財政課長。市長にも答弁を求めます。

◎市長(木田久主一君) 戸上議員の3回目のご質疑にお答えをいたします。

確かに今の状況の突然話を聞いたということであれば、これはもうただならない事態だと、こう感じられることはあろうかと思えます。しかし、もう既に先ほども言いましたように、退職手当の基金も財政調整基金もないとい

うのは、これは議会も、また市民の方もわかっていただいているところであります。

そういう中で、先ほど言わせていただきましたけれども、今の状況を改善するためにはどうしていったらいいかなという中で希望退職を募り、そして、給料の高い人たちにやめていただく。それによって、この鳥羽市の財政状況をよくしていくという方法をとっております。そのために退職費が必要となって、では、どうすればいいのかということになれば、確かに借金はどうかと、こう言われますけれども、退職手当の基金を積み立てるところか、多額の退職金が要るわけですので、それは借り入れざるを得ない。しかし、先ほども言いましたように、長い目を見たときに、その人件費の削減と、それから借り入れたお金の利息の支払い、こういったものを考えていったときには一時的には借り入れはもちろんありますけれども、長い目でこのそういうバランスを考えた場合には、これは鳥羽市の財政健全化のために役立つと、こういうふうに考えております。

そして、私いろんなところで答弁をしますけれども、自分が間違っていれば、それはこれからも改めます。そういう意味で、この職員の採用半数ということについても今後検討は続けていきたいと思っております。ただ、今やっている市民サービスの仕事がやっつけられるのか。それから、将来この市役所を支えていく職員のことも考えなければならない。そして、職員の体のこと、精神的なこと、そういったこともすべて考えていかなければならない、そういう総合的な判断のもとで今後とも検討を続けていきたい、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◎財政課長(木下憲一君) 戸上議員の3回目のご質疑にご答弁をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、平成27年度までの各年度に支給すべき退職手当の合計額につきましては、現時点では改革集中プランに基づく平成21年度までしか試算をしておりません。ただ、補正予算として計上した段階では、その必要性がないことから、退職手当債の申請時期、当面平成19年1月ぐらいを目途にしておりますけれども、それまでには当然条件として必要になってくることから、職員数も含めて吟味を重ねていきたいというふうに考えております。

それから、もう一点、3億6,000万円の元金に対する利息6,700万円と答弁をさせていただきましたけれども、3年間の元金の据え置き、15年で償還をします。初年度の償還額は利息647万9,000円、最終年度51万5,000円程度になります。

それから、戸上議員ご質疑の中で、伊賀市さんの例を出されましたけれども、確かに12月定例議会に伊賀市さんも5億円程度計上したと聞き及んでおります。私どもが三重県に問い合わせた段階では、各市の名前は明かしてくれては困るというご指導がございまして、私ども鳥羽市を含めまして、あと数市、退職手当債を検討しております。

それから、もう一点、行政改革推進債につきましては、名張市さんは当初予算に約5億円計上しております。

それから、財政健全化債と退職手当債のことですけれども、先ほど戸上議員のご質疑の中にただならぬ事態、反論するわけではないですけれども、今回の補正予算に計上しましたように、退職手当債3,600万円を計上することから、今回財政健全化債をすべて落としております。その点をご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

◆16番(戸上幸子君) 財調も退職基金もないのに、ただならない事態と考える財政当局はおかしいですよ。全国に例がない。

(ヤジあり)